「国際法違反」重み今も

核兵器の使用・威嚇　ICJ勧告的意見から10年

理念に反し拡散進む

国際世論の結集が課題

核兵器の使用・威嚇は一般的に国際法違反―。国連の主要機関である国際司法裁判所（ICJ、オランダ・ハーグ）が一九九六年七月に下した勧告的意見は、被爆者をはじめ核兵器廃絶を目指す世界中の人びとの努力を背景に生み出された。ただ、一九四五年八月の広島、長崎への原爆投下以来、人類全体の脅威になっている核兵器に対する判断の重みが、十分に尊重されてきたとは言い難い。十周年を機に、その意義と問題点を検証し、核兵器廃絶に向けた課題を探った＝1面関連。（宮崎智三）

国際司法裁判所の陳述に臨む当時の平岡広島市長（中央）、左隣は長崎市の伊藤市長（1995年11月7日）

世界各国の市民の後押しが、勧告的意見を引き出す原動力になった。例えば、一九九四年十二月の国連総会。核兵器使用はどんな場合に違法なのか、ICJに勧告的意見を求める決議が賛成多数で採択された。核兵器廃絶を目指す非政府組織（NGO）や、非核兵器保有国が努力を重ね、採択に反対する核兵器保有国のさまざまな「妨害」を乗り越えた結果だった。

被爆地から主張

ICJの審理の過程で二十二カ国が口頭陳述した。広島市の平岡敬市長（当時）も、長崎市の伊藤一長市長と陳述に臨んだ。

平岡市長は「市民を大量無差別に殺傷し、放射線障害の苦痛を人間に与え続ける核兵器の使用が国際法に違反することは明らかだ」と指摘。核兵器の開発・保有・実験についても「非核保有国にとって強烈な威嚇で国際法に反する」と述べ、被爆地の立場から「絶対違法論」を強く主張した。

日本政府はしかし、「国際法の思想的基盤にある人道主義の精神に反する」と述べるにとどまり、違法性については明言を避けた。しかも、広島、長崎両市長の発言について「日本政府の立場から独立したもの」「必ずしも政府の見解を表明するものではない」などと強調。

核の傘めぐり溝

米国との関係を最重要視し、その「核の傘」の下にいることを容認する政府と、核兵器は「絶対悪」とする被爆地との埋めがたい溝が露見した場面だった。

だが、ICJの判断は両被爆地の主張に近かった。法的拘束力はないとはいえ、国家の存亡にかかわる自衛の極端な場合でさえ、核兵器による威嚇・使用を「合法」としなかった。さらに、核保有国を含む国際社会に、単なる「誠実な」軍縮努力だけではなく、成果を実現するよう求めた。

勧告的意見十年を記念する国際会議が六、七日の二日間、ベルギーのブリュッセルで開かれている。その意義を見直し、核兵器廃絶の道を探ろうと、国際反核ネットワーク「アボリション2000ヨーロッパ」や、核戦争防止国際医師会議（IPPNW）などのNGOが主催。平和市長会議の会長を務める秋葉忠利広島市長も参加する。

この十年、国際情勢は勧告的意見の理念に反して、核拡散が進んだ。思うような成果が得られなかった教訓から、未来への展望をどう切り開き、核保有国を包囲する国際世論をつくり出していくのか。節目となる会議への期待は大きく、責任も重い。

勧告的意見の要旨

一、核兵器による威嚇や使用を認める伝統的、慣習的国際法は存在しない。

一、核兵器による威嚇や使用を包括的、普遍的に禁止する伝統的、慣習的国際法は存在しない。

一、国連憲章二条四項（威嚇・侵略の自制）に反し、五一条（自衛権）の必要条件を満たさない核兵器を手段とした武力行使、威嚇は違法。

一、核兵器の使用や核兵器による威嚇は、核兵器に関する条約や取り決めだけでなく、武力紛争で適用される国際法、特に国際法上の人道的な原則も犯してはならない。

一、核兵器の使用や威嚇は、一般的には武力紛争の際の国際法、特に人道に関する法律に違反する。しかし、国際法の現状を考慮すると、ある国家が存亡の危機にある極限の状況の中で自衛が目的である場合には、違法か合法か判断できない。

一、核軍縮へ導かれる交渉を誠実に遂行し、明確な結論に達する義務がある。

秋葉広島市長に聞く

法律的判断　大きな意味

市民の力で流れつくろう

広島市の秋葉忠利市長に、ICJの勧告的意見の意義や課題、自ら会長を務める平和市長会議などでの核兵器廃絶への取り組みについて聞いた。

―勧告的意見の意義をどう評価していますか。

人類史全体の流れの中で核兵器を廃絶する以外はない、と最後にダメ押しする意味があった。被爆者は、核兵器は「絶対悪」と考え、「同じ苦しみを他のだれにも味わわせたくない」とのメッセージを世界に発信してきた。被爆体験に基づく重い判断で、普遍的だからこそ共感を得てきた。

さらに、倫理的・宗教的に、戦争による悲惨な死や（核兵器のように）大量の人を殺すことは許されないことが確立されている。その上で、ICJの判断で国際法違反だと明らかにされた。つまり、被爆者の体験や国際世論、宗教・倫理的側面に加え、法律的な整理としても国際法違反が明確になったことは、とても大きな意味がある。

政治家が生かせず

―この十年間、核拡散の懸念が現実化する一方で、核軍縮は進みませんでした。

最大の問題は、これほど大きな判断があったのに世界が十分にそれを生かし切れなかったこと。現代の政治のリーダーの判断力、行動力に限界があった。勧告的意見に明確に方向性は示されているのに、歴史的流れには目をつぶって限られた対応しかしなかった。勧告的意見でも指摘された「誠実」な交渉どころか、実質的議論さえないことが一番の問題だ。

米国がブッシュ政権になって、マイナスの方向にあれよあれよという間に動いた。核兵器廃絶を求める国際世論のうねりはもっと大きくなるはずだったが、影響されてしまった。一つ一つ世界の動きを点検すると、核兵器を廃絶しなければいけないことは変わらない。

「核兵器廃絶という成果を得るため、市民の力で世界的な世論のうねりをつくっていきたい」と話す秋葉市長

―ICJが「どんな場合でも違法」と判断しなかった点に、不満や批判も強く出ました。

世界的な期待が大きかった分、「もう少し踏み込んでほしい」というのが当時の一般的な反応だった。しかし、「国際法違反」との判断はそれまではなく、きちんと示されたことに価値があり、大きな前進だった。それを基に、もっと前に進めて核兵器廃絶につなげようと努力するのは当然のことだ。

世界と連携が必要

―平和市長会議として、どんな取り組みを考えていますか。

世界のリーダーたちはICJの判断の内容を誠実に生かしていく知恵を持たなかった。十年目から動かしていくのは、市民の責任になると思う。全世界の市民の数だけではなく、国の数から言っても圧倒的多数は核兵器廃絶を望んでいる。市民の力で国際社会を動かすような具体的な流れをつくり出していく。

米国の全米市長会議は六月、「米国の都市を核攻撃の目標にしていません」との保証をロシアや中国など核兵器保有国からもらう運動を始めることを決議した。「先制核攻撃はすべきではない」ことも盛り込んでいる。こうした米国や、欧州などの人びとと連携を取りながら世界的うねりをつくっていく。平和市長会議も、その重要な役割を果たしていく。

核兵器をめぐる国際情勢と勧告的意見後10年の主な動き

1945年8月　広島と長崎に原爆投下
63年8月　米ソ英3カ国で部分的核実験禁止条約（PTBT）が成立
12月　被爆者が国に損害賠償を請求した「原爆訴訟」の東京地裁判決が「原爆投下は国際法違反」と判断。「原爆は無防守都市に対する無差別爆撃で、国際法上、違法な戦闘行為」
68年7月　核拡散防止条約（NPT）が成立、70年に発効
78年5月　第1回国連軍縮特別総会始まる
87年12月　米ソが中距離核戦力（INF）廃棄条約に調印
91年12月　ソ連崩壊
94年12月　国連総会が国際司法裁判所（ICJ）に、核兵器の使用はどのような場合に違法かについて勧告的意見を求める決議
95年5月　NPT延長・再検討会議でNPTの無期限延長が決まる
95年11月　平岡敬広島市長がICJで核兵器は開発や実験も「国際法違反だ」と陳述
96年7月　ICJが「核兵器の使用・威嚇は一般的に国際法違反」とする勧告的意見
9月　包括的核実験禁止条約（CTBT）を国連総会で採択
98年5月　インドが地下核実験。続いてパキスタンも
99年10月　米上院がCTBT批准を否決
2000年5月　NPT再検討会議で「核兵器廃絶への明確な約束」など13項目の核軍縮措置を盛り込んだ最終文書を採択
01年9月　米中枢同時テロが発生
02年5月　米ロが戦略攻撃兵器削減条約（モスクワ条約）に署名
03年1月　北朝鮮がNPT脱退を宣言
3月　イラク戦争始まる
11月　秋葉忠利広島市長が会長を務める「平和市長会議」が、2020年までの核兵器廃絶をめざす緊急行動（2020ビジョン）を正式発表
▽イランの核兵器開発疑惑が強まり、国際原子力機関（IAEA）理事会が同国への非難決議を採択
12月　リビアがすべての大量破壊兵器の開発計画を破棄
04年1月　パキスタンの「原爆の父」と呼ばれるカーン博士が核関連技術を他国に流出させたとの非難が強まり、同国政府が首相顧問職から解任
05年2月　北朝鮮が核兵器の製造・保有を宣言
5月　5年おき開催のNPT再検討会議が決裂。最終合意文書の採択ができないまま閉幕